

令和3年度家庭的保育事業等指導監査実施結果報告書

I 指導監査の実施状況：

1 令和3年度重点事項

家庭的保育事業所等が、質の高い保育サービスを提供するとともに、鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に従って、利用者に対する適切な処遇、関係法令等に基づく適正な運営が図られるよう、関係法令及び鎌ヶ谷市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づき、次の事項を重点に指導監査を実施しました。

(1) 食事の適切な提供及び児童の虐待・事故防止

- ア アレルギー児童等への対応
- イ 乳幼児の誤飲誤食の防止策
- ウ 虐待・事故発生時の報告体制

(2) 災害時における適切な対応体制

- ア 利用する園児の避難誘導等の対応策
- イ 保護者への周知方法
- ウ 災害時における臨時休園の取扱いの策定

(3) 適切な補助金申請等

- ア 補助事業根拠書類の保存
- イ 適正な会計処理
- ウ 補助事業の適正な実施
- エ 新型コロナウイルス感染症対策目的で補助金を活用した物品の確認

2 令和3年度指導監査計画・実施比較

種別	対象数	実地監査		書面監査	
		計画数	実施数	計画数	実施数
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
小規模保育事業	10	0	0	10	10
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	10	0	0	10	10

II 指導監査の概要：

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面監査とし、小規模保育事業10施設に対して実施いたしました。書面監査を行った施設に対して、「文書指摘」を行った施設は9施設、「口頭指摘」を行った施設は7施設です。指摘事項の総数は31件で、内訳は文書指摘12件、口頭指摘19件となっています。

文書による改善を要する事項は、保育士の配置基準に関する事項、監査業務の対応体制に関する事項、職員の定期健康診断に関する事項について指摘を行いました。

また、軽微な部分について口頭による指摘を行いました。

指摘種別	指摘件数		最大最少指摘数		指摘有無による施設数		指摘の平均数 (a)÷(b)	指摘の平均数以上の法人数
	計	個別(a)	最大数	最少数	あり(b)	なし		
文書	31	12	2	0	9	1	1.3	3
口頭		19	8	0	7	3	2.7	2